

山梨県公報

号外第六十八号

平成二十九年

十二月二十五日

月 曜 日

目次

規 則

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………七
- 人事委員会
- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………七
- 平成二十九年改正職員給与条例等の施行に伴う平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則の特例に関する規則……………九
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………一二
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一三

規 則

山梨県規則第三十二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

十 死体処理手当

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	128,900	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	246,400	286,200	331,000
	37	173,100	247,700	286,800	332,100
	38	174,800	248,900	287,700	333,200
	39	176,500	250,200	288,600	334,200
	40	178,200	251,500	289,500	335,200
	41	180,300	252,500	290,200	336,200
	42	181,800	253,800	291,200	337,200
	43	183,300	254,900	292,200	338,200
	44	184,800	256,200	293,100	339,200

	45	186,100	257,100	293,800	347,800
	46	187,600	258,200	294,700	349,200
	47	189,000	259,400	295,600	350,700
	48	190,300	260,400	296,500	352,200
	49	191,700	261,600	297,200	353,800
	50	192,900	262,800	297,800	354,600
	51	194,200	264,000	298,500	355,800
	52	195,300	264,900	299,300	356,800
	53	196,500	265,900	299,900	357,700
	54	197,600	267,000	300,700	358,800
	55	198,700	268,200	301,400	359,700
	56	199,800	269,400	302,100	360,800
	57	200,900	270,200	302,800	361,700
	58	202,000	271,200	303,500	362,400
	59	203,000	272,300	304,300	363,100
	60	204,000	273,300	305,000	363,800
	61	205,000	274,400	305,600	364,200
	62	206,100	275,500	306,300	364,800
	63	207,200	276,300	307,000	365,500
	64	208,200	277,400	307,700	366,200
	65	209,100	278,200	308,200	366,500
	66	210,000	279,000	308,700	367,200
	67	210,700	279,800	309,300	367,900
	68	211,600	280,600	309,900	368,600
	69	212,500	281,300	310,500	368,900
	70	213,700	282,100	310,900	369,500
	71	214,700	282,900	311,400	370,200
	72	215,600	283,600	311,900	370,800
	73	216,300	284,400	312,200	371,100
	74	217,500	285,100	312,700	371,700
	75	218,600	285,900	313,200	372,400
	76	219,800	286,700	313,600	373,000
	77	220,500	287,300	313,800	373,400
	78	221,700	287,800	314,100	373,900
	79	222,900	288,300	314,400	374,500
	80	224,000	288,700	314,700	375,000
	81	224,900	289,100	315,000	375,500
	82	226,100	289,500	315,300	376,100
	83	227,100	290,000	315,600	376,600
	84	228,200	290,500	315,900	376,900
	85	229,300	290,900	316,100	377,300
	86	230,400	291,500	316,500	377,800
	87	231,500	292,100	316,800	378,200
	88	232,500	292,700	317,000	378,600
	89	233,500	293,000	317,200	379,000
	90	234,600	293,500	317,500	379,500
	91	235,700	294,000	317,800	379,900
	92	236,900	294,400	318,100	380,300

再任職員及び任期付職員以外の職員

93	238,000	294,800	318,300	380,600
94	239,000	295,300	318,600	
95	239,900	295,800	318,900	
96	240,700	296,300	319,100	
97	241,600	296,600	319,300	
98	242,600	297,000	319,600	
99	243,600	297,500	319,900	
100	244,500	298,000	320,100	
101	245,400	298,400	320,300	
102	246,300	298,800		
103	247,200	299,100		
104	248,100	299,400		
105	248,900	299,700		
106	249,700	300,100		
107	250,500	300,500		
108	251,200	300,900		
109	252,000	301,200		
110	252,600	301,600		
111	253,000	302,000		
112	253,400	302,300		
113	253,600	302,500		
114	254,000	302,800		
115	254,500	303,100		
116	255,000	303,300		
117	255,400	303,500		
118	255,800	303,800		
119	256,300	304,100		
120	256,800	304,300		
121	257,100	304,500		
122	257,400	304,800		
123	257,700	305,100		
124	258,000	305,300		
125	258,200	305,500		
126	258,400	305,800		
127	258,700	306,100		
128	259,000	306,300		
129	259,200	306,500		
130	259,400	306,800		
131	259,800	307,100		
132	260,000	307,300		
133	260,300	307,500		
134	260,700			
135	261,000			
136	261,300			
137	261,500			
138	261,800			
139	262,000			
140	262,300			

141	262,600				
142	262,800				
143	263,100				
144	263,400				
145	263,600				
146	263,800				
147	264,100				
148	264,300				
149	264,600				
150	264,900				
151	265,200				
152	265,400				
153	265,600				
154	265,900				
155	266,100				
156	266,300				
157	266,600				
158	266,900				
159	267,200				
160	267,500				
161	267,600				
162	267,900				
163	268,200				
164	268,500				
165	268,600				
166	268,900				
167	269,200				
168	269,500				
169	269,600				
170	269,900				
171	270,200				
172	270,500				
173	270,600				
174	270,900				
175	271,200				
176	271,500				
177	271,600				
再任用職員	201,800	222,800	243,600	274,200	
任期付職員	132,700				

業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」及び旧規則第二号様式中「山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例」とあるのは「山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成29年山梨県条例第41号）による改正前の山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例」とする。

山梨県規則第三十四号

山梨県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

山梨県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成七年山梨県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第三項」を「第十九条第三項及び第六十九条第四項」に改め、「不動産特定共同事業者名簿」の下に「小規模不動産特定共同事業者登録簿」を加える。

第二条中「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に改め、「不動産特定共同事業者名簿等閲覧所」の下に「及び省令第六十九条第三項の規定による小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所」を加え、「いう」を「総称する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十五号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三百二十九号から第三百三十一号の四までを次のように改める。

三百二十九 全国通訳案内士登録申請手数料

三百三十 全国通訳案内士登録証訂正手数料

三百三十一 全国通訳案内士登録証再交付手数料

三百三十一の二 地域通訳案内士登録申請手数料
三百三十一の三 地域通訳案内士登録証訂正手数料
三百三十一の四 地域通訳案内士登録証再交付手数料
別表第三百三十五号の次に次の一号を加える。
三百三十五の二 旅行サービス手配業登録手数料

附則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県人事委員会 委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）
第一条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「他の生計」を「他に生計」に改める。

別表第八の二の表2級の欄中 「29 29 29 29 30 30 30 30 31 31 31 32 32」

「32 33 33 33」を「28 29 29 29 30 30 30 30 31 31 31 31 31」

「32 32」に改める。

別表第八の二ハの表2級の欄中 「34 35 36 37 37 38 38 39 39 40」

を「33 34 34 35 35 36 36 37 38 39」に改める。

別表第八の二ニの表2級の欄中 「78 79 80 81 81 81 81 81 81 82 82 82」

を「77 78 78 79 79 80 80 80 81 81 81」

別表第四の三イの表1級の欄中 117 122 127 132 138 144 150 を 118 124

130 136 141 146 151 に改める。

別表第四の三口の表1級の欄中 102 108 114 120 122 124 を 103 110 117

124 125 125 に改める。

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正）

第三条 山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第六の二の表2級の欄中 78 79 80 81 82 83 83 84 を

77 78 78 79 79 80 80 81 82 83 に改める。

別表第六の三の表1級の欄中 85 86 87 88 90 92 94 を 86 88

90 92 93 94 95 に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則及び第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則（以下この項において「新規則」と総称する。）の規定による号給が第一条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正前の山梨県警察職員の

給与に関する規則（以下この項において「旧規則」と総称する。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第十七号

平成二十九年改正職員給与条例等の施行に伴う平成二十六年改正職員給与条例附則第五条の規定による給料に関する規則の特例に関する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 施行日 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年山梨県条例第四十七号）、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年山梨県条例第四十八号）及び山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年山梨県条例第四十九号）の施行の日をいう。
- 二 改正職員給与条例 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十五号）をいう。
- 三 改正学校職員給与条例 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十六号）をいう。
- 四 改正警察職員給与条例 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の

の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十七号）をいう。

（平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則の特例）

第二条 平成二十九年四月一日から施行日の前日までの間において平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則（平成二十七年山梨県人事委員会規則第五号）第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する改正職員給与条例附則第五条第二項又は第三項、改正学校職員給与条例附則第五条第二項又は第三項及び改正警察職員給与条例附則第五条第二項又は第三項の規定による給料については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十八号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第五条関係）

職員の区分 期間の区分		1項職員		2項職員
		1種	2種	
		円	円	円
1年未満		368,400	308,300	50,700
1年以上	2年未満	368,400	308,300	50,700
2年以上	3年未満	368,400	308,300	50,700
3年以上	4年未満	368,400	308,300	50,700
4年以上	5年未満	368,400	308,300	50,700
5年以上	6年未満	368,400	308,300	50,700
6年以上	7年未満	368,400	308,300	48,900
7年以上	8年未満	368,400	308,300	47,100
8年以上	9年未満	368,400	308,300	45,300
9年以上	10年未満	368,400	308,300	43,500
10年以上	11年未満	368,400	308,300	41,700
11年以上	12年未満	368,400	308,300	39,900
12年以上	13年未満	368,400	308,300	38,100
13年以上	14年未満	368,400	308,300	36,300
14年以上	15年未満	368,400	308,300	34,900
15年以上	16年未満	368,400	308,300	33,500
16年以上	17年未満	364,400	305,000	32,100
17年以上	18年未満	360,400	301,700	30,700
18年以上	19年未満	356,400	298,400	29,300
19年以上	20年未満	352,400	295,100	27,900
20年以上	21年未満	348,400	291,800	26,500
21年以上	22年未満	331,500	278,000	25,900
22年以上	23年未満	314,300	264,000	25,300
23年以上	24年未満	297,600	250,500	24,300
24年以上	25年未満	280,700	236,600	23,700
25年以上	26年未満	263,800	222,900	23,100
26年以上	27年未満	243,000	205,300	22,500
27年以上	28年未満	222,600	188,200	21,900
28年以上	29年未満	202,200	170,900	21,100
29年以上	30年未満	181,400	153,300	20,800
30年以上	31年未満	159,500	135,300	20,400
31年以上	32年未満	137,600	117,000	19,800
32年以上	33年未満	115,900	99,100	18,900
33年以上	34年未満	84,000	73,100	18,000
34年以上	35年未満	54,200	48,800	17,300

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十九号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二及び第二十五条の三を次のように改める。

（原子力緊急事態宣言があつた場合の災害出動手当の特例）

第二十五条の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の第十五

条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害出動手当を支給する。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る本部長指示（原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示をいう。附則第三項において同じ。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

二 前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

三 前項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

3 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（東日本大震災以外の特定大規模災害に係る災害出動手当の特例）

第二十五条の三 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）を除く。第三十二条の十一第一項において「特定大規模災害」という。）に対処するため第二十五条第一項に規定する巡回監視又は応急作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害出動手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額にそれぞれの作業に応じ、同項に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

第三十条第二項の表中「四千二百五十円」を「五千円」に、「三千円」を「三千六百円」に改める。

第三十二条の十四を第三十二条の十五とし、第三十二条の十三を第三十二条の十四とする。

第三十二条の十二中「防災危機管理課」を「消防保安課」に改め、同条を第三十二条の十三とし、第三十二条の十一を第三十二条の十二とし、第三十二条の十の次に次の一条を加える。

（東日本大震災以外の特定大規模災害に係る死体処理手当の特例）
第三十二条の十一 職員（前条の警察職員を除く。）が特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したときは、死体処理手当を支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、千円（人事委員会が定める場合にあつては、二千元）を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）とする。

附則第二項中「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項及び附則第四項において同じ。）を削り、「第三十二条の十一第二項」を「第三十二条の十二第二項」に改める。

附則第三項中「第三十二条の十一第一項」を「第三十二条の十二第一項」に改め、同項の表第二号中「原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号。第四号に

において「法」という。)第二十条第二項の規定による原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)を「本部長指示」に改め、同表第四号中「法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、「昭和三十六年法律第二百二十三号」を削る。

附則第四項中「第三十二条の十一第一項」を「第三十二条の十二第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十条第二項の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「第四条の二第一号」を「第四条の二」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の百五以上百分の百七十以下」を「百分の百五以上百分の百八十以下」に、「百分の百三十一以上百分の二百十以下」を「百分の百四十一以上百分の二百二十以下」に改め、同項第二号中「百分の九十三・五以上百分の百五未満」を「百分の百三・五以上百分の百十五未満」に、「百分の百十六・五以上百分の百三十一未満」を「百分の百二十六・五以上百分の百四十一未満」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十二」を「百分の九十二」に、「百分の百二」を「百分の百十二」に改める。

第十三条の二第一号中「百分の四十二以上」を「百分の四十七以上」に、「百分の五十二以上」を「百分の五十七以上」に改め、同条第二号及び第三号中「百分の三十八・五」を「百分の四十三・五」に、「百分の四十八・五」を「百分の五十三・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十九年十二月における勤勉手当の成績率は、新規則第十三条第一項及び第十三条の二の規定にかかわらず、この規則による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により決定された成績率に、再任用職員以外の職員にあつては百分の十を、再任用職員にあつては百分の五を加えたものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番